

地域安全活動推進要綱

平成 18 年 11 月 24 日

生 企 第 5253 号

警 察 本 部 長

地域安全活動推進要綱の制定について（通達）

犯罪の急増による県民の治安に対する不安感の増大に伴い、埼玉県防犯のまちづくり推進条例（平成 16 年埼玉県条例第 36 号）に基づく、自治体、事業者及び地域住民との連携による防犯のまちづくりを推進してきた結果、防犯ボランティア団体が大幅に増加するなど、地域住民の間に自らの手で身近な犯罪を抑止しようとする機運が高まりを見せているところである。

そこで、地域住民等による自主防犯活動に対する支援を強化するなど、地域安全活動をなお一層推進するため、地域安全活動推進要綱（平成 6 年埼例規第 17 号・防・地）の全部を別添のとおり改正し、平成 18 年 12 月 1 日から実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

別添

地域安全活動推進要綱

第1 趣旨

この要綱は、埼玉県防犯のまちづくり推進条例（平成16年埼玉県条例第36号）に基づく防犯のまちづくりを推進するための活動をはじめ、地域における犯罪、事故及び災害（以下「犯罪等」という。）を未然に防止し、安全で安心な地域社会の実現を図るために行う地域安全活動の推進に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 用語の定義

この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ定めるところによる。

- (1) 地域住民等 地域住民、自治会をはじめとする地域自治組織、各種ボランティア、地域の事業者等をいう。
- (2) 自主防犯活動 地域住民等が、主体的に、地域住民等に身近な犯罪の防止を図るために行う活動をいう。
- (3) 安全・安心まちづくり 犯罪等の防止に配慮した道路等の整備、住宅の普及等犯罪等が起きにくい安全な都市環境の整備を図るための各種活動をいう。
- (4) 地域安全情報 地域住民に身近な犯罪等の発生状況及び犯罪類型別の被害防止策、効果的な地域安全活動の事例その他地域の安全と安心を確保するために必要な情報として地域住民等及び自治体に提供するものをいう。

第3 基本的考え方

1 地域住民等の自主的な地域安全活動の促進

地域住民等による地域安全活動は、自主防犯活動のように、地域住民等が自らを守るという自主的な活動として推進されることを基本とし、警察は、各部門の活動の充実強化を図るとともに、地域住民等による地域安全活動を継続させ、又は活性化させるための支援を行うものとする。

2 自治体による取組の促進

地域住民等の自主的な地域安全活動に対しては、警察による支援のほか、自治体による財政的、人的等の支援が不可欠であることから、警察は、自治体に対し、自主防犯活動の実施及び地域住民等の活動支援策に関する助言等を行うとともに、「安全・安心まちづくり」を促進するための働き掛けを行うものとする。

第4 推進事項

1 地域安全情報の提供

(1) 地域の特性又は地域住民等の要望に即した地域安全情報の提供

地域住民等及び自治体が、地域安全活動に自主的に取り組み、活動を一層充実させる契機となるよう、地域の特性又は地域住民等の要望に即した地域安全情報を提供すること。

なお、地域住民等に対し提供する地域安全情報は、可能な限り小学校区、町丁目（町会）等、地域住民等にとって身近で地縁のある範囲を単位とすること。

(2) 協定締結事業者等に対する情報提供

地域安全協定を締結している事業者等に対しては、当該協定等に基づく活動が持続的に行われるよう定期的な情報提供を積極的に行うこと。

(3) 効果的な情報提供

広報紙、新聞折込みチラシ等の広報媒体のほか、インターネット、電子メール等の新たな媒体を併せて活用するなど、効果的な情報提供を行うこと。

2 地域住民等による地域安全活動に対する各種支援

(1) 防犯講習、防犯訓練等の実施

自治体と連携の上、次に掲げる防犯講習、防犯訓練等を積極的に実施すること。

ア 効果的活動事例、防犯パトロールにおける留意事項、防犯ブザー等防犯用装備資機材の効果的活用方法等、地域住民等が地域安全活動に取り組むに当たり必要となる知識及び技能の向上を図るための防犯講習及び防犯訓練

イ 犯罪類型、対象者等に応じ、防犯設備士等の専門家の参加を得るなどして、犯罪手口を踏まえた防犯対策の普及を図るための参加・体験・実践型防犯教室

(2) 合同パトロール等による活動の支援

地域住民等との合同パトロール及び危険箇所の点検活動、地域安全マップ作り等に同行するなど、実際の活動を通してノウハウを伝授し、地域住民等による地域安全活動を積極的に支援すること。

(3) 地域安全安心ステーションの整備

地域住民等による地域安全活動を継続的かつ恒常的なものとするため、市町村とも連携した上、その活動拠点として、公民館、消防団拠点等の公的施設又は空き家、

空き店舗、利用可能な交番若しくは駐在所のコミュニティルーム等既存施設の活用を促すなど、地域安全安心ステーション（地域における自主防犯パトロールの出動拠点、地域安全情報の集約、発信拠点及び安全・安心のための自主的活動の参加拡大拠点としての機能を持った活動団体の活動拠点をいう。）の整備を支援すること。

3 青色防犯パトロールの拡大

一定の条件の下、自主防犯活動を行う団体が使用する自動車に青色回転灯の装備が認められることから、地域住民等及び自治体に対し、青色回転灯を装備した自動車による防犯パトロールの実施を働き掛けること。

4 「安全・安心まちづくり」の推進

「安全・安心まちづくり」については、警察のみでその推進が図れるものではないため、その必要性について自治体、施設管理者、関係業界等の理解を得た上、別に定めるところにより、それらが主体的に、道路、公園、駐車場、駐輪場及び共同住宅を対象として、犯罪等の防止に配慮した環境設計活動を行うよう働き掛けること。

5 自治体等との連携

(1) 自治体との連携

前記2から4までに掲げたもののほか、次に掲げる事項について助言及び提案を行い、自治体との連携を強化すること。

ア 地域住民からの要望に対する適切な措置

イ 防犯協会その他の防犯活動を行う団体に対する補助金並びに被服及び防犯用装備資機材の整備、ボランティア保険の加入に要する費用、活動リーダーに対する講習会開催経費、防犯灯等の設置にかかる費用等の予算措置の確保

ウ 市町村単位での生活安全条例の制定、防犯担当者の配置等推進体制の整備

(2) 防犯協会との連携

社団法人埼玉県防犯協会連合会（昭和59年9月1日に社団法人埼玉県防犯協会連合会という名称で設立された法人をいう。別紙において同じ。）及び地区防犯協会（以下「防犯協会」という。）地域防犯推進委員と防犯ボランティアとの連携の促進及び防犯協会が行う活動の活性化を図るため、それぞれの運営に関し、防犯協会支援要領（別紙）に基づき、実情に応じた適切な助言及び支援を行うこと。

また、市町村の理解を得て、地区防犯協会に対する人的、財政的基盤の拡充を図る

こと。

(3) 地域の事業者及び職域防犯団体との連携

地域の事業者及び職域防犯団体、特に警備業、防犯設備関連業、錠取扱業等の生活安全産業を営むものに対して、業種の特性を生かし、地域安全活動への参加と支援を行うよう要請するとともに、必要により、事業活動を通じた地域安全活動等に関する協定を締結すること。

また、防犯講習、防犯訓練、防犯相談、「安全・安心まちづくり」等の幅広い活動に際し、生活安全産業に携わる専門家の協力が確保できるよう連携体制を構築するとともに、事業所内の防犯責任者を選任するよう要請し、これとの連携にも努めること。

第5 地域安全活動推進担当者

1 設置

警察署に地域安全活動推進担当者を置き、生活安全課生活安全係長及び生活安全係員のうちから警察署長が指定する者並びに各交番、駐在所及び署所在地勤務員をもって充てる。

2 任務

地域安全活動推進担当者は、上司の命を受け、相互に連携して、地域住民等に対する地域安全情報の提供、防犯指導等を効果的に推進するよう努めること。

第6 留意事項

1 地域住民等による地域安全活動の実態把握

地域安全活動に対する支援を行うに当たり、各警察署においては、活動団体の名称、組織体制、活動内容等を資料化し、地域住民等による地域安全活動の実態を把握すること。

なお、実態の把握に当たっては、プライバシー等個人の権利を侵害し、又は地域住民の自主性を損なうものとならないよう留意すること。

2 地域安全情報提供の仕組みづくり

地域安全情報の提供に当たっては、提供方法、伝達体系等について検討するなど、効果的な情報提供の仕組みづくりに努めること。

3 現場臨場による防犯指導の実施

地域住民が身近に不安を感じるような犯罪等が発生した場合は、警察署において、生活安全課、地域課、刑事課が連携の上、防犯対策上必要な資料を収集するための現場臨場に努めるとともに、被害者に対して適時適切な防犯指導を行うこと。

4 創意工夫を凝らした地域安全活動の展開

警察署と地区防犯協会による一般的な広報啓発、行事等を中心とした活動だけでなく、地域の犯罪実態その他地域の実情に応じて被害者となり得るものが自主対策を具体的に講じることができるよう、手段、方法を工夫すること。

また、犯罪等の発生状況により、直ちに防犯対策を講じる必要があると判断される場合には、地域を指定して集中的に地域安全活動を行うなど、臨機に対応を図ること。

5 総合力の発揮

地域安全活動は、交通事故防止、水難事故防止等を含め地域における安全確保を図る目的で行うものであることから、生活安全部門、地域部門、交通部門をはじめ各部門が相互に連携して推進を図ること。

第7 表彰

警察署長は、地域安全活動の支援に功労のあった警察職員のみならず、地区防犯協会又は市町村と協議の上、地域安全活動を行っている地域住民、防犯ボランティア等の個人又は団体に対する積極的な賞揚を図るものとする。

実施日

この通達は、平成 18 年 12 月 1 日から施行する。

実施日（平成 20 年 11 月 28 日務第 3307 号）

この通達は、平成 20 年 12 月 1 日から実施する。

実施日（平成 30 年 3 月 28 日務第 792 号）

この通達は、平成 30 年 4 月 1 日から実施する。

実施日（令和 2 年 3 月 31 日務第 735 号）

この通達は、令和 2 年 4 月 1 日から実施する。

【様式別表省略】